

新型コロナウイルス施策一覧

融資関連（★赤字は令和2年度補正予算の成立が前提であり、現時点では未確定のものです）

施策一覧

種類	融資内容	返済期間	要件	特徴
新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	国民生活事業 融資上限：6,000万円 金利：当初3年0.46%(上限3,000万円) 以後1.36% 中小企業事業 融資上限：3億円 金利：当初3年0.21%(上限1億円) 以後1.11%	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内	直近1ヶ月売上前年比▲5%以上	・低金利 ・無担保無保証 ・別枠融資 ★当初3年間の金利について特別利子補給対象
セーフティネット保証4号・5号	4号：100%保証・保証率0% 5号：80%保証・保証率0.4% 保証限度額 一般保証と別枠2.8億円 ※4号と5号は合計で2.8億円	通常の借入に準ずる	4号 ①直近1ヶ月の売上前年比▲20%以上 ②①とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上前年比▲20%以上 5号 上記前年比が▲5%以上	・低保証率 ・他の融資と組み合わせ（融資ではなく保証料の補助）
商工中金危機対応融資	融資上限：3億円 金利：当初3年0.21%(上限1億円) 以後1.11%	設備資金：20年以内 運転資金：15年以内	直近売上前年比▲5%以上	★当初3年間の金利について特別利子補給対象
危機関連保証	借入100%保証・保証率0% 保証限度額 一般保証・セーフティネット保証と別枠2.8億円	通常の借入に準ずる	・経営破綻の金融機関と取引有り等 ①直近1ヶ月の売上前年比▲15%以上 ②①とその後2ヶ月の売上前年比▲15%以上	・保証率0% ・他の融資と組み合わせ（融資ではなく保証料の補助）
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (日本政策金融公庫)	融資上限：6,000万円 金利：当初0.46%(上限3,000万円) 以後1.36%	【振興計画認定の組合員】 設備資金：20年以内 運転資金：15年以内 【組合員以外】 設備資金：20年以内	直近の売上前年比▲5%以上 ※生活衛生関係事業者限定	・低金利 ・無担保無保証 ・別枠融資 ★当初3年間の金利について特別利子補給対象
衛生環境激変対策特別貸付 (日本政策金融公庫)	融資上限：1,000万円※運転資金のみ ※旅館業は3,000万円 金利：1.91%（振興計画認定有：1.01%）	7年以内	直近の売上前年比▲10%以上 ※旅館業、飲食店営業、喫茶店営業限定	・3業種限定の別枠融資

新型コロナウイルス施策一覧

融資関連 (★赤字は令和2年度補正予算の成立が前提であり、現時点では未確定のものです)

施策一覧

種類	概要	融資内容等	要件	特徴
既存の借入との借換 (日本政策金融公庫・商工中金)	既存の借入との借換が可能となり、金利の引下げ等が可能となる 【対象となる新規借入】 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・商工中金危機対応融資	【金利引下げ・実質無利子化の限度額】 日本政策金融公庫 中小事業：1億円 国民事業：3,000万円 商工中金：3億円 【借換限度額】 日本政策金融公庫 中小事業：3億円 国民事業：6,000万円 商工中金：3億円 ※新規融資と既存借換額の合計額が限度	対象となる新規借入の要件に準ずる	既存の借入との借換により、総額での金利引下げ・実質無利子化となる
新型コロナ特例リスク スケジュール	一括して既存借入の1年間の元金返済猶予申請が可能	手順 ①中小企業再生支援協議会へ相談 ②特例リスクスケジュール計画策定（支援有り） ③毎月の資金繰りを継続的にチェック ※①～③における費用は原則不要	直近1ヶ月の売上が前年比 ▲5%以上	原則費用負担無しで中小企業再生支援協議会による債務のリスクスケジュールが可能
小規模企業共済制度の特例緊急経営 安定貸付	小規模企業共済の契約者に対して、無利子による貸付が可能	融資限度：2,000万円（5万円単位） ※これまでに納付した掛金総額の7～9割の範囲内（貸付限度額のお知らせに記載） 金利：無利子 返済期間 借入金額500万円以下：4年以内 借入金額505万円以上：6年以内 6ヶ月毎の元金均等返済	直近1ヶ月の売上が前年比 ▲5%以上	掛金総額の範囲内で無利子による借入が可能。
特別利子補給制度	借入後当初3年間の借入利息相当分を補給対象融資 ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・商工中金危機対応融資 ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	利子補給融資限度額 (日本政策金融公庫) 中小事業：1億円 国民事業：3,000万円 (商工中金) 危機対応融資：1億円 ※新規融資と既存借入の借換金額との合計額	・個人事業主（小規模のみ）：要件なし ・小規模法人：売上 ▲15% ・中小企業法人：売上 ▲20%	借入当初3年間で実質無金利

新型コロナウイルス施策一覽

税金等関連 (★赤字は関係省令の改正が前提であり、詳細は調整中です)

施策一覽

種類	対象税目	内容	要件	特徴
納税猶予	国税	税務署へ申請し、1年以内で納税を猶予	<ul style="list-style-type: none"> ・R2年2月以降納期限までの一定期間（1ヶ月以上）において売上が前年同期比▲20%以上 ・猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納が無い ・本来の納期限から6ヶ月以内に申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞税免除 ・財産の差押えが猶予 ・無担保
固定資産税減免	固定資産税	設備・建物に係る固定資産税を1年分減免	<ul style="list-style-type: none"> ・R2.2月～10月のうち、3ヶ月分の売上が前年同期比▲30%以上50%未満→半額減免 前年同期比▲50%以上→全額減免 	<ul style="list-style-type: none"> ・各市区町村へ申請が必要
テレワーク促進税制 (既存の税制の後押し)	法人税 所得税	テレワークに必要な設備投資をした場合、設備の即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除 (資本金3,000万円超の法人は7%)	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の青色申告法人 ・対象資産（全て新品） テレワークPC、テレビ会議システム、勤怠管理システム等（資産要件） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備（金額要件） 器具及び備品：1台30万円以上 ソフトウェア：1つ70万円以上 ※従前の設備類型とは別枠での類型 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定が必要 ・メーカーから該当する資産の証明書を発行してもらう ・指定業種有り
社会保険料換価猶予	社会保険料	社会保険料の納付を1年以内の範囲内で各月に分割して納付	<ul style="list-style-type: none"> ・一時納付により事業の継続等を困難にする恐れがあると認められること ・猶予申請以前の社会保険料の滞納、延滞金が無い ・本来の納期限から6ヶ月以内に申請 ・猶予相当額の担保提供があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞金の一部が免除 ・財産の差押えが猶予
社会保険料納付猶予	社会保険料	社会保険料の納付を1年以内の範囲内で各月に分割して納付	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を廃止または休業したこと ・申請前の1年間において、その前年の利益額の1/2を超える損失（赤字）が生じたこと ・要件に該当する事由発生後速やかに申請 ・猶予相当額の担保提供があること 	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予期間中は延滞金の全部または一部が免除 ・財産の差押えが猶予
法人税繰戻還付	法人税	欠損金が生じた場合、前年度に納付した法人税の還付請求ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・青色申告法人で、前年度から連続して青色申告書を提出 ・資本金1億円以下の法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金1億円以下の範囲を10億円以下に拡大

新型コロナウイルス施策一覧

給付金・補助金等（★赤字は令和2年度補正予算の成立が前提であり、現時点では未確定のものです）

施策一覧				
種類	内容	対象事業者	要件等	特徴
持続化給付金	事業全般に使える給付金を支給 【給付額】 前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%以上の月の売上×12か月） 【限度額】 法人：200万円 個人事業者：100万円	資本金10億円以上の法人以外 ※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人等も対象	売上が前年同月比▲50%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB申請、完全予約制による窓口申請 ・補正予算成立後1週間程度で申請受付 ・申請後2週間程度で給付予定
I T 導入補助金	感染症の影響を乗り越える為、ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタル等を含めたI Tツール導入を支援 【補助額】30万円～450万円 【補助率】2/3（従来は1/2）	中小企業・小規模事業者 ※既存のI T 導入補助金に準ずる	申請開始：6月頃予定 申請締切：6月末頃予定	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率増加：1/2→2/3 ・補助対象経費拡充 ハードウェアも対象
雇用調整助成金	新型コロナウイルスの影響により、一時的に休業等となった場合において、従業員の雇用維持を図ったときに、休業手当等の一部を助成 【助成率】 中小企業：4/5（解雇無しの場合9/10） 大企業：2/3（解雇無しの場合3/4）	<ul style="list-style-type: none"> ・全業種対象 ・雇用保険被保険者でない従業員も対象 ・新卒者など雇用保険被保険者として継続雇用期間が6ヶ月未満の従業員も対象（R2.1.24以降の休業のみ） 	直近1ヶ月の売上が前年同月比▲5%以上 計画届の提出が必須 ※6/30までの事後提出が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・休業、時短等による影響が生じた場合でも従業員の雇用の維持が可能 ・申請書類が簡素化（記載項目半減）
保護者の休暇取得支援	小学校等の臨時休業等により、保護者である従業員に休暇を取得させた場合に助成 【助成額】 休暇中に支払った賃金相当額全額 上限：日額8,330円 ※小学校等とは 小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（全ての部）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等	下記の子供の世話が必要となった従業員 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休業等した小学校等に通う子供 ・新型コロナウイルスに感染した子供で小学校等を休むことが必要な子供 	労働基準法上の年次有給休暇と別途有給（賃金全額支給）の休暇を取得させること 令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇 ※休暇取得期限の延長予定 6月30日まで	<ul style="list-style-type: none"> 従業員は正規・非正規雇用問わず全員対象 申請手続きが必要

新型コロナウイルス施策一覽

緊急事態宣言中の福岡市独自の支援策（手続等の詳細は現在調整中）

施策一覽

種類	内容	対象事業者	相談窓口
店舗への家賃支援	緊急事態宣言に基づき福岡県から出された休業の協力要請・協力依頼を受け休業した場合に、店舗家賃を補助 【補助額】店舗家賃の4/5（上限額50万円）	中小企業・小規模事業者	経済観光文化局政策調整課 092-711-4265 092-711-4326
宿泊事業者への支援	宿泊施設内の消毒・除菌対応等の安全対策の強化に係る経費を補助 【補助額】1施設あたり50万円を上限	宿泊事業者	経済観光文化局観光産業課 092-711-4353
飲食店への支援	外出自粛を促すため、飲食店のデリバリーを利用した場合にポイントまたはクーポン還元 【還元額】 1回1,000円以上の利用で500円分を還元	飲食店	経済観光文化局クルーズ課 092-711-4559
文化・エンターテインメント事業者への支援	ライブハウス、ホール、演劇場などの施設に対し、無観客での映像配信設備等に係る経費を補助 【補助額】50万円を上限	左記対象事業を実施する事業者	経済観光文化局コンテンツ振興課 092-711-4329
医療関係事業者への支援	福岡市内の医療機関に対し現金給付 【給付額】 ①1医療機関あたり40万円～600万円 ②新型コロナウイルス患者の入院受け入れ先は別途患者1名につき30万円	福岡市内の医療機関	保健福祉局地域医療課 092-711-4264 保健福祉局医療事業課 092-711-4271
介護関係事業者への支援	福岡市内の高齢者・障がい者の入所・通所施設に対し現金給付 【給付額】1施設あたり15万円～150万円	福岡市内の介護事業者	保健福祉局事業者指導課(高齢者施設) 092-711-4257 保険福祉局障がい福祉課(障がい者施設) 092-11-4249
保育関係事業者への支援	緊急事態宣言の期間も子供の保育や支援を実施している民間保育園、障がい児福祉サービス事業者に対し現金給付 【給付額】1施設あたり15万円～60万円	福岡市内の民間保育園、障がい児福祉サービス事業者等	こども未来局指導監査課(保育施設) 092-711-4262 こども未来局こども発達支援課(障がい児福祉サービス事業者) 092-711-4178